

貸借対照表

平成27年 3月31日現在

北陸発電工事株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,454,610	流動負債	3,021,181
現金預金	61,175	工事未払金	1,685,451
受取手形	96,035	未払金	43,415
完成工事未収入金	2,126,746	未払費用	103,595
未成工事支出金	1,634,129	未払法人税等	186,558
材料貯蔵品	3,453	未成工事受入金	799,829
短期貸付金	6,345,242	預り金	21,952
繰延税金資産	184,773	工事損失引当金	1,169
その他	3,053	工事補償引当金	2,514
		その他	176,694
固定資産	2,440,827	固定負債	3,655,220
有形固定資産	1,113,634	退職給付引当金	3,643,570
建物・構築物	553,569	役員退任慰労引当金	11,650
機械・運搬具	207,505		
工具器具・備品	103,439	負債合計	6,676,402
建設仮勘定	249,120	(純資産の部)	
無形固定資産	3,930	株主資本	6,219,035
電話加入権	3,332	資本金	95,000
その他	598	利益剰余金	6,124,035
投資その他の資産	1,323,262	利益準備金	23,750
投資有価証券	10,737	その他利益剰余金	6,100,285
繰延税金資産	1,297,687	別途積立金	370,000
その他	18,571	繰越利益剰余金	5,730,285
貸倒引当金	△ 3,735	純資産合計	6,219,035
資産合計	12,895,437	負債・純資産合計	12,895,437

(千円未満切捨て)

個別注記表

自平成26年 4月 1日
至平成27年 3月31日

北陸発電工事株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

時価のないその他有価証券のみで、移動平均法による原価法によっている。

② 棚卸資産

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっている。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以後取得の建物については、定額法としている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。数理計算上の差異は、その発生事業年度の費用として処理している。

③ 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

④ 工事損失引当金

受注した工事について総見積工事原価が請負金額を超える可能性が高く、かつ、その損失見込額が合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上している。

⑤ 工事補償引当金

将来発生する補修費用に備えるため、当事業年度末における補修費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用して計上している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の普通株式 9,500株

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

・ 配当金の総額	175,189,500円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	18,441円
・ 基準日	平成27年3月31日
・ 効力発生日	平成27年6月29日

3. 当期純損益

当期純利益 350,396千円

4. その他の注記

(1) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の設定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が441,729千円が増加し、利益剰余金が279,217千円減少している。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微である。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年 法律第9号）が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げが行われることとなった。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が74,482千円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加している。

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。